

令和8年（2026年）7月14日

質問書に対する回答書

危機管理課

委託業務名 熊本市災害対策本部機能強化業務委託

令和8年（2026年）7月14日に提出のあった質問について、以下のとおり回答します。

番号	質問	回答
1	様式第5号の業務責任者と現場責任者は、同一人物でも可能でしょうか。	可能です。
2	プロポーザル実施要領「12 提案書等のヒアリング審査の実施（2）実施方法」に、現場責任者がプレゼンの主たる説明を行うこととありますが、役割分担のうえ、ご説明してもよろしいでしょうか。	原則としておりますので、必ずしも現場責任者が説明を行わなければならないというわけではありません。
3	基本仕様書「7 想定する機能強化内容（2）システム改修案」の指揮室、庁議室、水防室にそれぞれ指揮台（入力）とあり、現システム上、指揮台は設置されていないようですが、指揮台の設置については今回の業務委託に含まれますか。	指揮台の設置については含みません。将来用として、記載しております。
4	基本仕様書「7 想定する機能強化内容（2）システム改修案」の5頁に、指揮室（5階）がマルチモニター、庁議室（5階）がプロジェクターとなっておりますが、LEDモニターでの代替提案でもよろしいでしょうか。	指揮室、庁議室ともにLEDモニターによる代替提案は可能です。 庁議室につきましては、既設モニター（移動式）が設置してありますので、設置スペースの確認をお願いいたします。 （現在、既設モニターは、既設スクリーンの前に設置しております。）
5	（別紙2）参考図面「E-04」について、庁議室の映像表示画面（例えば、スクリーンやモニター）を壁面取付した場合、映像を使用しない場合も常に表示部が露出した状態となるのですがよろしい	モニターの壁面取付に関しては、表示部が露出した状態で構いません。スクリーンに関しては、収納タイプのものが望ましいです。

	でしょうか。 または開閉式化粧扉や間仕切りを設置するなどして意匠的に露出しないようにする必要があるのででしょうか。	
6	(別紙2) 参考図面「E-03、E-04、P-06」について、指揮室や庁議室の机・椅子のレイアウトは固定と考えて良いでしょうか。	指揮室については固定と考えて差し支えありません。庁議室については、有事の際にレイアウトを変更しますが、参考図面 E-04 のとおり壁面設置等であれば支障ありません。
7	(別紙2) 参考図面「E-04～P-06」について、指揮室や庁議室の運用時の職員数(席数)がある程度明確であればご教示ください。	指揮室：約 20 名 庁議室：約 60 名 指揮室に関しては、平時・有事どちらの場合も机等配置の変更はいたしません。庁議室に関しては、有事の際、机等配置の変更を行いますが、既設スクリーン付近に机・椅子等は置きません。
8	(別紙2) 参考図面「E-04」について、仕様書に記載のラック設置場所から変更を検討することは可能でしょうか。	参考図面に記載の場所への設置が困難な場合は、PS 等のバックヤードへの設置も可能です。運用時にラック内機器の起動・停止等のスイッチ操作が必要な場合は、容易に操作が可能な場所に設置してください。